

## オンライン資格確認義務不存在確認等請求事件の概要

### 1 事件の概要

従前、保険医療機関は、被保険者の資格確認の方法として、健康保険の被保険者証（いわゆる健康保険証）又はマイナンバーカードによるオンライン資格確認いずれか任意の方法で、被保険者の資格確認を行っていました。

ところが、2022（令和4）年9月5日、国は、国会での民主的な議論を経ないまま、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療養担当規則）3条を改正し、保険医療機関に対して、患者がオンライン資格確認を求めた場合にはその求めに応じることを義務づけるとともに、オンライン資格確認に必要な体制を整備することを義務づけました。改正後の療養担当規則は、2023（令和5）年4月1日に施行されます。

しかしながら、改正後の療養担当規則は、健康保険法の委任がない（少なくとも委任の範囲を逸脱している）にもかかわらず、保険医療機関に対して省令でオンライン資格確認を義務付けている点で、違法かつ無効なものです。

保険医療機関は、オンライン資格確認に必要な体制の導入を急遽進めなければ、保険医の資格を取り消されるおそれがあるため、多大な経済的負担や電子データ漏えいのリスク負担を余儀なくされています。この結果、多くの保険医療機関が廃業も検討せざるを得ない状況となっています。

政府はオンライン資格確認の利便性を強調していますが、保険医療機関が廃業した場合には、患者は十分な医療サービスを受けられなくなり、「国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」（健康保険法1条）という健康保険法の目的に反する重大な結果が生じることになります。本件訴訟は、このような重大な結果を招かないよう、原告らが、被告国との間で、オンライン資格確認を行う公法上の義務がないこと等の確認を求めるものです。

## 2 請求の趣旨の概要

### (1) 請求の趣旨第1項

健康保険法に基づく登録を受けた保険医である原告らが、2023年4月1日以降に、患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）を求められた場合、

① オンライン資格確認を行う公法上の義務がないこと

② 必要な体制を整備する公法上の義務がないこと

をそれぞれ確認するよう求める。

### (2) 請求の趣旨第2項

違憲・違法なオンライン資格確認の義務化のため原告が被った精神的苦痛に対し、原告一人あたり10万円の慰謝料の支払いを求める。

## 3 原告

東京保険医協会会長 須田 昭夫 ほか273名（計274名）

いずれも保険医として登録された医師・歯科医師である。

## 4 被告

国

## 5 提訴日

2023年2月22日

## 6 原告ら代理人弁護士

喜田村 洋一、二関 辰郎、牧田 潤一郎、小野 高広

## 7 オンライン資格確認義務の違憲・違法性

### (1) 憲法41条違反・健康保険法による委任の範囲の逸脱の違法

オンライン資格確認の義務化は、そもそも健康保険法が明示的に委任していない事項を改正後療養担当規則3条2項及び4項が規定している点で憲法41条に違反する。

また、仮に健康保険法からの委任があると解釈しても、改正後療養担当規則3条2項及び4項は健康保険法の委任の範囲を逸脱してオンライン資格確認を義務化するものであり違法である。

(2) 原告らの医療活動の自由に対する権利侵害

保険医である原告らの医療活動は、職業活動の自由（憲法22条1項）という側面だけでなく、国民の生命・健康を支える点で国民の生存権（憲法25条）にも深く関連する。また、療養の給付や資格確認をどのように行うかということは患者のプライバシー権（憲法13条）とも密接に関連する。

このように、保険医である原告らの医療活動は、単なる職業活動の自由にとどまらない、国民の生命・身体・財産等の権利保障を含む憲法上の権利である。

オンライン資格確認の義務化は、このような原告らの憲法上の権利を侵害するものであり、違憲・無効である。

8 連絡先

(1) 法律上の問題に関する事項

〒102-0084

東京都千代田区二番町8番地3 二番町大沼ビル2階

ミネルバ法律事務所

電話 03(5216)7755

弁護士 喜田村 洋一

(2) その他保険医に関する事項

〒160-0023

新宿区西新宿3丁目2番地7号 KDX 新宿ビル4階

電話 03(5339)3601

東京保険医協会 事務局

以上